

外第三号

起案

令和四年二月二十八日

了解	上奏	决定
令和	令和	令和
四年	年	年
三月	月	月
一日	日	日

了解	上奏	决定
令和	令和	令和
四年	年	年
三月	月	月
一日	日	日

了解	上奏	决定
令和	令和	令和
四年	年	年
三月	月	月
一日	日	日

了解	上奏	决定
令和	令和	令和
四年	年	年
三月	月	月
一日	日	日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

起

内閣總務官

里

内閣法制局長官

極



金子(恭)国務大臣

後藤国務大臣

岸国務大臣

堀内国務大臣

古川国務大臣

金子(原)国務大臣

小林国務大臣

牧島国務大臣

林国務大臣

萩生田国務大臣

西銘国務大臣

松野国務大臣

鈴木国務大臣

斎藤国務大臣

二之湯国務大臣

山際国務大臣

末松国務大臣

山口国務大臣

野田国務大臣

若宮国務大臣

閣議了解事項

ロシア連邦関係者及びロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等につ

内閣

いて

(外務・財務・経済産業省)

閣

内

外総第2124号

令和4年2月28日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

外務大臣 林 芳 正

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 萩生田 光一

ロシア連邦関係者及びロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等について

標記について、別紙のとおり閣議の了解を求めます。

ロシア連邦関係者及びロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等について

〔令和4年3月1日
閣議了解案〕

本年2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事行動を開始した。ロシア連邦によるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法に深刻に違反するとともに、力による一方的な現状変更を認めないとの国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて認められず、我が国は最も強い言葉でこれを非難している。

政府は、このような事態に応じ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)により、次の措置を講ずることとする。

- (1) ロシア連邦関係者(別添1)及びロシア連邦の特定銀行(別添2)に対する資産凍結等の措置
- (2) ロシア連邦の特定団体(別添3)への輸出等に係る禁

止措置

(3) ロシア連邦の軍事能力等の強化に資すると考えられる
汎用品の輸出等の禁止措置

(別添1) ロシア連邦関係者として我が国が指定する個人

1 ウラジーミル・プーチン

Vladimir Putin

2 セルゲイ・ラヴロフ

Sergey Lavrov

3 セルゲイ・ショイグ

Sergey Shoygu

4 ワレリー・ゲラシモフ

Valery Gerasimov

5 ニコライ・パトルシェフ

Nikolai Patrushev

6 ドミトリー・メドヴェージエフ

Dmitry Medvedev

(別添 2) ロシア連邦の特定銀行として我が国が指定する団
体

- 1 プロムスヴァジバンク
Promsvyazbank
- 2 V E B. R F (ロシア対外経済銀行)
VEB. RF (Vnesheconombank)
- 3 ロシア連邦中央銀行
Central Bank of the Russian Federation

(別添3) 輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体

- 1 株式会社アドミラルティ造船所
Admiralty Shipyard JSC
- 2 アレクサンドロフ名称科学技術研究所
Aleksandrov Scientific Research Technological Institute NITI
- 3 有限責任会社アルグト
Argut 000
- 4 国防省通信センター
Communication center of the Ministry of Defence
- 5 ボレスコフ名称触媒研究センター
Federal Research Center Boreskov Institute of Catalysis
- 6 連邦保安庁
Federal Security Service (FSB), a. k. a., the following one alias:
-Federalnaya Sluzhba Bezopasnosti
- 7 ロシア大統領府連邦国家予算機関
Federal State Budgetary Enterprise of the Administration of the President of Russia
- 8 ロシア大統領府連邦国家予算機関特別飛行部隊「Russia」
Federal State Budgetary Enterprise Special Flight Unit Rossiya of the Administration of the President of Russia

9 連邦国家単一企業 ドゥホフ名称オートメーション研究所
Federal State Unitary Enterprise Dukhov Automatics
Research Institute (VNIIA)

10 対外諜報庁
Foreign Intelligence Service (SVR)

11 内務省ニジニ・ノヴゴロド本部専門法科学センター
Forensic Center of Nizhniy Novgorod Region Main
Directorate of the Ministry of Interior Affairs

12 国際量子光学・量子技術センター（別称、ロシア量子セ
ンター及びRQC）
International Center for Quantum Optics and Quantum
Technologies LLS, a.k.a. the following two aliases:
-Russian Quantum Center; and
-RQC

13 イルクート
Irkut Corporation

14 公開株式会社研究・製造法人イルクート
Irkut Research and Production Corporation Public
Joint Stock Company

15 株式会社計算機科学研究所
Joint Stock Company Scientific Research Institute of
Computing Machinery

16 株式会社機械工学中央研究所
JSC Central Research Institute of Machine Building
(JSC TsNIIIMash)

17 株式会社カザンヘリコプター修理工場（別称、Kazanski Vertoletny Zavod Remservis及びKVZ Remservis）

JSC Kazan Helicopter Plant Repair Service, a. k. a., the following two aliases:

- Kazanski Vertoletny Zavod Remservis; and
- KVZ Remservis

18 株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」

JSC Rocket and Space Centre - Progress

19 株式会社カメンスク・ウラリスキ一冶金工場

Kamensk-Uralsky Metallurgical Works J. S. Co.

20 公共株式会社カザンヘリコプター工場

Kazan Helicopter Plant PJSC

21 コムソモリスク・ナ・アムーレ航空機製造工場

Komsomolsk-na-Amur Aviation Production Organization (KNAAPO)

22 参謀本部情報総局（別称、Glavnoe Razvedyvatel' noe Upravlenie、GRU及び情報総局）

Main Intelligence Directorate, a. k. a., the following three aliases:

- Glavnoe Razvedyvatel' noe Upravlenie;
- GRU; and
- Main Intelligence Department

23 国防省（連邦軍及び場所を問わず全ての運用部隊を含む）。右には、露連邦の国軍（地上軍、海軍、海軍歩兵部隊、航空宇宙軍及び沿岸部隊）、国家親衛軍と警察、諜報及び偵察機関が含まれる。

Ministry of Defence of the Russian Federation,

including the Armed Forces of Russia and all operating units wherever located. This includes the national armed services (army, navy, marine, air force, or coast guard), as well as the national guard and national police, government intelligence or reconnaissance organizations of the Russian Federation.

24 モスクワ物理・技術大学 (別称、 MIPT 及び MFTI)

Moscow Institute of Physics and Technology, a. k. a.,
the following two aliases:

-MIPT; and

-MFTI

25 株式会社学術生産公団高精度コンプレックス

NPO High Precision Systems JSC

26 株式会社学術生産公団スプラフ

NPO Splav JSC

27 公開株式会社オボロンプロム

Oboronprom OJSC

28 公共株式会社ベリエフ名称航空機会社

PJSC Beriev Aircraft Company

29 イルクート

PJSC Irkut Corporation

30 カザンヘリコプター

PJSC Kazan Helicopters

31 株式会社ステリマフ名称「ポリュス」研究所

POLYUS Research Institute of M. F. Stelmakh Joint
Stock Company

32 株式会社プロムテック・ドゥブナ
Promtech-Dubna, JSC

33 公共株式会社統一航空機製造会社
Public Joint Stock Company United Aircraft
Corporation

34 無線技術・情報 (RTI) システム
Radiotechnical and Information Systems (RTI) Concern

35 有限責任会社ラパルト・サービス
Rapart Services LLC

36 公開株式会社ロスオボロンエクスポート
Rosoboronexport OJSC (ROE)

37 国営企業ロステック
Rostec (Russian Technologies State Corporation)

38 ロステック・アジムト
Rostekh - Azimuth

39 航空機製造会社ミグ
Russian Aircraft Corporation MiG

40 株式会社ロシアヘリコプター
Russian Helicopters JSC

41 合弁企業クヴァント (別称、有限責任会社クヴァント、
有限責任会社合弁企業クオントム・テクノロジーズ及び合弁
企業クオントム)
SP Kvant, a. k. a., the follow three aliases:

- Kvant LLC;
- Limited Liability Company Joint Venture Quantum Technologies; and
- Joint Venture Quantum

42 株式会社スホイ
Sukhoi Aviation JSC

43 スホイ民間航空機
Sukhoi Civil Aircraft

44 株式会社戦術ミサイル兵器コーポレーション
Tactical Missiles Corporation JSC

45 株式会社ツポレフ
Tupolev JSC

46 統一エンジン製造会社一サトルン
UEC-Saturn

47 ユナイテッド・エアクラフト
United Aircraft Corporation

48 統一エンジン製造会社
United Engine Corporation

49 統一機器製造会社
United Instrument Manufacturing Corporation

説明書

- 1 我が国は、平成26年3月のクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市（以下「クリミア等」という。）のロシア連邦への「併合」を始めとするロシア連邦によるウクライナの主権及び領土一体性を侵害する動きが継続していることを深刻に懸念している。
- 2 我が国は、クリミア等の「併合」を始めとするロシア連邦の力による現状変更の試みを断じて認めないとの原則的立場に立脚し、G7の連帯を重視して対応してきた。
- 3 本年2月21日、ロシア連邦は「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）（以下「両「共和国」（自称）」という。）の「独立」を承認する大統領令に署名するとともに、両「共和国」（自称）内においてロシア軍に軍事基地等の建設・使用の権利を与える「友好協力相互支援協定」に署名した。また、22日にはロシア連邦は両「共和国」（自称）との条約の批准、自国領域外での軍隊の使用に関する連邦院決定など、一連の措置を進めた。
- 4 さらに、24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事行動を開始した。ロシア連邦によるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法に深刻に違反するとともに、力による一方的な現状

変更を認めないと国際秩序の根幹を揺るがすものであり、
断じて認められず、我が国は最も強い言葉でこれを非難し
ている。

5 このような事態に応じ、この問題の解決を目指す国際平
和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、我
が国としてG7等主要国が講じた措置の内容を踏まえ、措
置を講じることが必要と考えられるので、これにつき閣議
の了解を求めるものである。